

障害者訓練を担当する職業訓練指導員等に関する 調査研究

【 調査研究概要 】

分野：職業能力開発の実践に必要な調査研究

担当室：高度技能者養成訓練開発室

1. はじめに

障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）や一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における職業訓練は、障害者を取り巻く環境の変化に対応しつつ、障害者の訓練機会を拡充していくことが求められ、平成28年7月に厚生労働省が行った「障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会」においても、時代のニーズに合わせた職業訓練の提供が必要であると報告書にとりまとめられている。

本研究では、一般校の職業訓練指導員（以下「指導員」という。）の保有する訓練職種が障害者向け職業訓練（以下「障害者訓練」という。）指導において求められる訓練職種と一致せず、当該訓練を担当する指導員の不足など、また、一般校における「特別な配慮を要する訓練生（以下「要配慮訓練生」という。）」への対応などの課題について、指導員の職業訓練支援等の実態を研究会の議論やアンケート調査等から把握し、指導員養成、研修体系等について提案することを目的とし、その結果の概要を報告する。

2. 調査研究の実施

2-1 実施の概要

本研究は、アンケート及びヒアリング調査を基に研究会を実施し、以下の①と②の現状把握と分析を行い、その結果から課題の抽出及び対応を検討し③と④について、今後の障害者訓練を担当する指導員の養成に向けての方針等を提案した。

- ① 障害者訓練を担当する指導員についての現状把握と分析
- ② 一般校の指導員の要配慮訓練生への対応に係る現状把握と分析
- ③ 障害者訓練を担当する指導員に必要とされる指導員免許等について
- ④ 障害者訓練を担当する指導員の人材育成について

2-2 アンケート及びヒアリング調査結果

最初の調査①については、令和元年10月に、障害者校及び障害者コースを実施している一般校49施設にアンケート調査を行い、回収率は100%であった。その他に補足として直接現場の意見を障害者校3施設、一般校1施設へヒアリング調査を行った。主な結果は以下のとおりである。

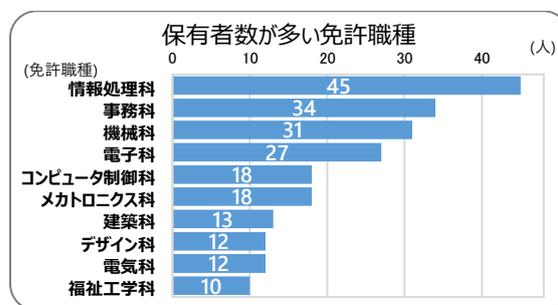


図1 保有者数が多い免許職種

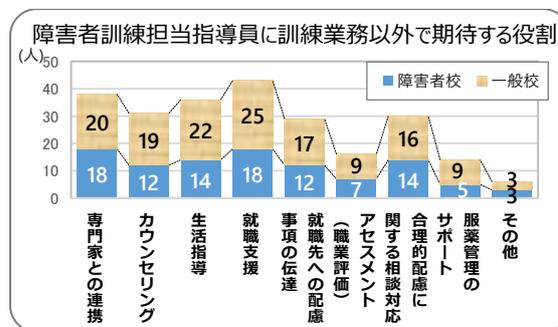


図2 指導員に訓練業務以外で期待する役割

障害者訓練を担当する指導員が保有する免許職種（図1）は「情報処理科」「事務科」の事務系コースの指導に係る職種が多い回答であったが、これらについては、指導員を養成する仕組みがなく新たに取得するのが困難な免許職種となっている。

また、訓練指導以外に指導員に期待する役割（図2）については、主に訓練生の精神面と就職面のサポートを期待する回答が多かったが、精神面のサポートについては、指導員ではなく専門家に任せるべきという回答も複数みられた。

最後に、訓練生を支援する専門家の配置状況については、図3の回答となったが、不足状況については、精神保健福祉士と職場定着支援という回答が多く、現在、十分に配置されているとは言えない状況であった。

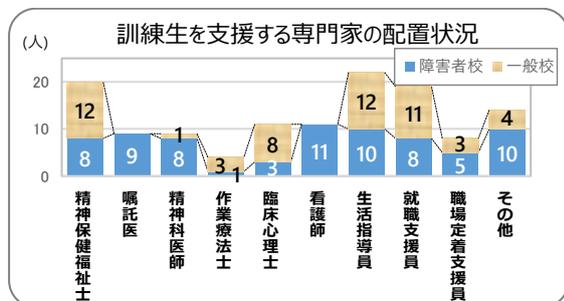


図3 訓練生を支援する専門家の配置状況

次の調査②については、令和2年10月に、一般校168施設に対してアンケート調査をおこない、回答率は94.7%であった。主な結果としては、86%（138施設）で要配慮訓練生を施設として把握しており、図4のように多くの施設で具体的な対応や配慮を行っているという回答であった。



図4 要配慮訓練生に対しての施設の取組み

その一方で、大半の一般校では指導員や就職支援員等に障害者対応のスキルがないため、要配慮訓練生の対応に苦慮するとともに大きな負担ともなっており、精神保健福祉士等の専門家も、配置されていないか、配置されていても巡回の頻度が低く、専門家の配置、充実が多くの施設で望まれていることが明らかになった。

3. まとめ

3-1 人材育成について

今回の調査により、障害者訓練を担当することになった指導員の多くは、障害者に関する知識や対応するためのスキルを持たない状態で配属され、試行錯誤を重ねながら訓練等への対応力を高めている実態が明らかとなった。

また、一般校においても要配慮訓練生の増加が課題になっており、指導員は障害特性の知識や障害者への対応スキル等がない中で対応をせまられているため、大きな負担となっている現状が浮き彫りとなった。

以上を踏まえて以下の指導員向け研修を提案する。

- ① 障害者校への異動前や異動直後に、障害者訓練担当指導員として必要な知識と対応を身につけるための基礎研修
- ② 障害者校での指導業務期間をとおして、障害者訓練担当指導員として対応力向上をはかるためのスキルアップ研修

研究会では、障害者訓練のための免許職種等の新設については、今後はすべての指導員が障害者訓練に対応できる基礎的なスキルを習得する必要があること、加えて異動等により障害者訓練を担当する場合、事前に指導員が研修を受講できる体制づくりも必要と提案する。その際に必要な指導員スキルは、機構の指導員が障害者校へ異動時に実施している研修等も参考にカリキュラム（表1）を提案する。また、指導員養成及び研修を目的としている職業大が、これを実施していくことを併せて提案する。

表1 研修のカリキュラム案

学科の科目	実技の科目
障害者職業訓練原理	障害者個別指導実践実習
	障害者個別指導マネジメント実践実習
障害者就労支援	障害者就労支援実践実習
	障害者職業訓練原理実践実習
障害者個別指導マネジメント	

3-2 専門家等の配置について

研究会等では、要配慮訓練生や障害者に対して、開かれた職業訓練を追求していくためには、指導員だけでは限界があり日常生活や就職支援の面でより高い専門性を持ったスタッフによる集団支援体制作りが急務であるという状況が明らかとなった。特に精神保健福祉士の要望は高く、常駐ないしは、週1回以上の巡回相談ができる制度の拡充は待ったなしといえる。

4. おわりに

本研究にご尽力をいただいた全国の施設等の関係者、研究会の委員、厚生労働省の関係者等の各位に感謝の意を表す。